

平成30年度第2回千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会
議事録

日時：平成31年3月18日（月）
午前10時30分から
場所：ホテルプラザ菜の花3階
「菜の花」

1 開会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、循環型社会推進課の三ヶ島と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。次第の配布資料一覧にありますとおり、「資料1-1千葉県における廃棄物処理等の現状」、「資料1-2施策の取組状況（平成29、30年度）及び平成31年度の取組予定」、「資料2-1再生土条例及び規則の構造」、「資料2-2千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例及び同条例施行規則」、「資料2-3再生土の埋立て等に係る状況等写真」です。よろしいでしょうか。

本日は、委員総数8名に対し、7名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

また、宮脇委員におかれましては、所用により、本日は御欠席との御連絡を受けております。

司会 続きます。県関係職員を紹介いたします。

環境対策監の森でございます。循環型社会推進課長の旭でございます。廃棄物指導課長の岩崎でございます。

続きます。この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

傍聴人がおりませんので、進めさせていただきます。

2 千葉県環境生活部環境対策監挨拶

司会 開会に当たりまして、千葉県環境生活部 森環境対策監から御挨拶申し上げます。

森環境対策監 おはようございます。一言御挨拶させていただきます。委員の皆様には、日ごろから、本県の廃棄物行政の推進にあたり御指導を賜っておりますこと、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

本日は年度末というお忙しい中、当審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

本日の議題ですけれども、次第に書いてありますとおり、県の廃棄物処理計画の進捗状況についてということで、御用意させていただいております。これにつきましては、P D C Aサイクルを回すという観点で、例年、当審議会に報告させていただきながら、計画を進めている所でございます。

もう一点につきましては、再生土の条例に関するものですが、再生土という、建設汚泥を中間処理し資材として利用しているものがあるわけですが、その再生土について、埋め立てで使用している中で角度が急であるとか、そういった埋め立てが散見されておりました。今回、条例を制定して4月から施行する運びとなっております。この条例についても、概要を説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様には、専門的な立場から御意見をいただければと考えております。以上簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

3 廃棄物・リサイクル部会長挨拶

司会 それでは、瀧部会長に御挨拶をいただきたいと存じます。

瀧部会長 皆様、おはようございます。この廃棄物・リサイクル部会というのは、年度は終わりますが仕事としては終わったわけではありません。千葉県としては資源の有効と言いますか、持続的な循環という謳い文句で再スタートし始めたという状況にあります。従いまして、廃棄物ではなく、資源という、このような扱いに変わってまいります。かつての産業廃棄物協会も産業資源循環協会に名前が変わっています。世の中もそのような形で変わってきていると。特に千葉県においては、国の産業を支えるという立

場でありながら、なおかつ、資源を有効利用し、継続的に国を支え、産業を支えていく立場にある県であるということ意識をいただいで、いかに、環境という大きなくりの中で、資源をどうやって循環させていくかという命題を受けているのではなかろうか、ということでもあります。

そういう意味で、非常に重要な時期に入ってきています。来年度は東京オリンピック、その後、日本の産業がどのように方向づけられていくのか。いずれにせよ、資源というものは循環させないことには、日本はこれから大きく羽ばたいていけないのではなかろうかと思っております。是非ともこの部会においても、いかに循環させていくか、良好な環境というのをいかに作りあげていくか、とこれに尽きると思えます。

そのようなことを念頭におきながら、この部会を進めていただければと思っておりますので、是非とも皆さまのお力添えをいただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

司会 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により、瀧部会長にお願ひいたします。

瀧部会長 それでは、これより千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会の議事に入りたいと思えます。議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人を河井委員と渡邊委員にお願ひします。よろしいでしょうか。それでは、河井委員、渡邊委員、よろしくお願ひいたします。

4 議事

瀧部会長 それでは議事に入ります。

本日の議題は御報告二題と、その他としています。なお、質疑は御報告一題ごとに、お願ひします。それでは、事務局から説明をお願ひします。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 循環型社会推進課、室長の阿由葉と申します。

それでは、事務局から資料1-1及び1-2に基づきまして、廃棄物処理計画の進捗状況を説明させていただきます。

まず、資料1-1を御覧ください。千葉県における廃棄物処理の現状です。こちらは、平成25年の実績から29年度の速報値ということで、お示しさせていただいています。第9次の計画につきましては、25年の実績を基準年度といたしまして、28年度を初年度とし、32年度までの5年間を計画期間としております。32年度の目標を、一番右に目標値として示させていただいております。

それでは、一般廃棄物の状況について、平成29年度速報値と平成32年度の目標値と比較して、説明いたします。排出量は、29年度速報値で208万トンまで削減されています。目標値は、196万トン以下ということですので、目標に達していない状況です。1人1日当たりの家庭系のごみの排出量につきましても、29年度が1人1日当たり513gということですので、こちらも、目標の500g以下に達していない状況です。

続きまして、再生利用量につきましては、46万3千トンと、減少傾向です。また、利用率に直しますと22.3%で、30%以上という目標に届いていない状況です。最終処分量につきましては、14万7千トンで、13万トン以下という目標に届いていない状況です。

続きまして、産業廃棄物です。排出量は2,180万トン以下を目標としております。29年度の速報値は1,935万トンと目標を達成している状況です。再生利用量は1,020万トンで、利用率といたしましては、52.7%、61%以上という目標に届いていない状況です。

最終処分量は29万3千トンの速報値でございまして、目標値といたしましては31万トン以下で、目標を達成しております。

産業廃棄物、一般廃棄物ともに集計作業中で、もう少しデータの精査をさせていただきたいと考えております。あくまでも速報値ということで、今回お示しさせていただきました。データにつきましては、更に精査させていただいた上で、データを確定させていただきたいと考えています。

続きまして、一枚めくっていただきまして、一般廃棄物関係の推移について2から6ページに掲載させていただいております。一番目の推移につきましましては、今、申し上げたとおりですので、割愛させていただきます。

下段にあります、ごみの排出量と人口の推移のグラフでは、千葉県の人口は、ほぼ横ばいに推移しております。対しまして、トータルのごみの排出量は、徐々に下がってきております。

続きまして、3ページです。上段は、「1人1日当たりの生活系ごみと事業系ごみ排出量の推移」でございます。ごみの総排出量のうち、生活系と事業系の割合はおおよそ7：3程度で推移しています。平成24年度からの推移を見ますと、生活系はやや減少傾向に、事業系はほぼ横ばいに推移しています。

下段は「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移」です。家庭系ごみとは、生活系ごみから、ビン・カンなどの資源ごみを除いたものを示しております。御覧のとおり、平成32年度の目標値500gに向けて、減少傾向で推移しています。また、全国と比較しますと、県の方がやや多い、という結果になっています。

4ページを御覧ください。5「ごみ処理量の推移」を御覧ください。

ごみの発生量が減少する中、「直接焼却量」は減少する傾向にあります。

下段の6「再生利用量の推移」でございます。「再生利用量」も年々、徐々に減っている中、「集団回収の量」は減少する傾向にあります。

続きまして、5ページ、7「再生利用率の推移」を御覧ください。全国の再生利用率よりは高いものの、近年は、ほぼ22～23%ぐらいで推移しています。

下段の8「最終処分の状況」を御覧ください。東日本大震災後3年程度、増加しましたが、平成27年度ごろから減少傾向にあります。平成29年度の速報値は14万7千トンと、最終処分量の目標13万トンを目指して減少しております。

次に、6ページを御覧ください。一人1日当たりの最終処分量の推移を示しています。全国平均より少なく、また徐々に低下する傾向にあります。

続きまして、産業廃棄物関係でございます。7ページを御覧ください。1「発生量と処理量の推移」において、発生量から有償売却量を引いた排出量は、速報値で1,935万トンです。下段の2「排出量等の推移」を御覧ください。有償売却量及び排出量ともに減少傾向にございます。

8ページ、3「処理量の推移」を御覧ください。最終処分量、再生利用量は、減少傾向で推移を示しております。下段の4「処理率の推移」では、再生利用率と減量化率の推移を示しております。

9ページを御覧ください。5「業種別排出量」は、製造業、電気・ガス・熱・水道業、それから農業・林業というような形での排出量が多い順に掲載しております。

下段には、6「種類別排出量」を掲載しております。一番発生量が多いのは汚泥、次いで、動物の糞尿、ばいじん、がれき類の順です。

10ページを御覧ください。上段は、「業種別の処理・処分状況」を、

下段は、「種類別の処理・処分状況」を示しております。水分を多く含む汚泥についてと、汚泥を多く発生する水道業は、減量化率が高い傾向が示されております。なお、10ページの凡例の訂正をお願いします。「量」を「率」に訂正願います。

一般廃棄物、産業廃棄物、全体を通しまして、排出量は減少傾向にあり、リデュースやリユースが浸透してきたと考えております。また、最終処分量も減少傾向にあります。

最後になりますが、11ページに、不法投棄の状況を示しております。29年度は、不法投棄量が1,481トンと前年より減少しております。昨年度、計画の進捗状況を説明した際に、瀧部会長から、不法投棄されたものがそのままの状況になっている、どうやって綺麗な土地に戻すのかということを考えて頂きたい、との御意見がございました。

平成27年度時点で830件、約395万トンの産業廃棄物が残存しており、全国の残存量約4分の1を占めている状況です。これら、残存している廃棄物については、警察や市町村と連携し、不法投棄の行為者や廃棄物の排出事業者の特定に努め、不法投棄廃棄物の撤去等適切な指導を行っております。

続きまして、「廃棄物処理計画の展開施策」について、取組状況を説明いたします。資料1-2を御覧ください。平成29年度は、第9次の処理計画の2年目となります。29、30年度を取組状況と平成31年度を取組予定を記載しております。1～5ページに「取組一覧」を整理し、29年度の評価につきまして、自己評価して、○、△、×の三段階で示しています。計画の施策は、「3Rの推進」「適正処理の推進」「適正処理体制の整備」を柱としており、柱ごとに記載させていただいております。6～53ページまで、取組状況と取組予定を掲載しています。時間の関係で大変申し訳ございませんが、29、30年度を取組内容を中心に御説明させていただきたいと思っております。

30年度は、全国的な状況として、中国が廃棄物輸入規制を行った影響により、一時的に古紙や廃プラスチックの輸出が滞った時期がありました。また、西日本豪雨や北海道胆振地震が起き、災害廃棄物が発生いたしました。これに関連するリサイクルの推進や災害廃棄物対策に関する項目などを取り上げて、説明をさせていただきます。

11ページを御覧ください。容器包装廃棄物等分別排出、分別収集の徹底について、平成30年度に中国廃棄物輸入規制の影響により、古紙類等の資源ごみも日本からの輸出が停滞したことから、いわゆる雑紙と言われている古紙を含め、「家庭から排出される古紙の回収促進及びリサイクル

の現状について」公益財団法人古紙再生リサイクルセンターに、市町村の研修会で御講演いただき、分別排出等の取組を促しました。

続きまして、22ページを御覧ください。下水汚泥等の資源化利用の推進は、自己評価が△となっています。引き続き、下水汚泥の資源化利用について、検討を進めることとしております。

続きまして、32ページを御覧ください。Ⅱ－3有害廃棄物の適正処理の推進について、PCB廃棄物の適正処理の推進についてです。平成28年度にPCB含有電気機器の保有に関する掘り起こし調査を実施しており、29年度もフォローアップ調査を実施しました。また、30年度には、昭和52年以前の建物の所有者にPCBを使用した安定器を対象とした掘り起こし調査を実施しています。引き続き平成31年度も実施する予定としております。

続きまして、40ページを御覧ください。海岸漂着物の発生抑制でございます。こちらは、自己評価が△となっている項目です。間伐を中心とした森林整備を行い、森林の有する公益的機能の維持・増進を図ることで、流木等の発生抑制に寄与することとしていますが、採算性が低下し、担い手の確保が難しいなどの状況があり、県総合計画に定める森林整備面積の年度目標を達成できなかったため、△としております。今後は、林業のコスト縮減を図るため、作業道等の路網整備や高性能林業機械の導入、高い技術を有する人材の育成等に取り組むこととしております。

続きまして、45ページを御覧ください。廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化の促進です。銚子・旭・匝瑳3市が構成員となり、広域化を進めている東総地区広域市町村圏事務組合に「東総地区におけるごみ処理広域化に係る検討と課題」について、市町村等の研修会において講演をお願いしました。また、県内における直近の広域化の状況ですが、君津地域4市が進め、平成39年度からスタートする次期広域ごみ処理施設計画に南房総市、鴨川市、鋸南町が参加し、連携して事業を進める覚書を昨年12月に締結したと聞いております。

それから、49ページを御覧ください。災害廃棄物処理体制の整備に関しましては、平成30年3月に災害廃棄物対策に関する基本的な考え方を「千葉県災害廃棄物処理計画」として、策定したところです。30年度は、災害廃棄物対策の実効性を確保するため、市町村や関係団体に計画を説明し、平常時の備えなどを進めているところです。

50ページを御覧ください。市町村災害廃棄物処理計画の策定の支援についてです。災害廃棄物は一般廃棄物であることから、市町村において計画を策定し、平常時から災害廃棄物対策に備えるよう促す必要があります。

市町村の災害廃棄物処理計画の策定を支援するため、昨年8月に「市町村災害廃棄物処理計画策定モデル」を作成し、9月の研修会において、市町村に対し説明したところです。今後も、全市町村の策定に向けて支援をしております。

29、30年度の取り組み状況等を中心に説明させていただきました。

私からの説明は、以上でございます。よろしく御指導のほど、お願いします。

瀧部会長 ありがとうございます。まず、廃棄物処理等の現状ということで、何か御質問がございましたら受けたいと思います。

井上委員 簡潔な説明をありがとうございました。3つほど、見解というか要因が分かれば教えていただきたい。

まず、2ページの表がありますが、人口が増えたのにごみの量が減っている要因、見解。次に3ページの表ですが、事業系一般廃棄物が横這いな要因はなにか。もうひとつは、9ページと10ページにまたがりませんが、汚泥に含まれる下水汚泥、以前は、半分程度は下水汚泥と聞いたが、この辺りの数値が分かれば伺いたい。よろしくをお願いします。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 ありがとうございます。まず最初の2ページのごみの排出量が減少しているのはなぜかという御質問です。

3Rの取組のうち、リデュース、リユースが促進されたためと考えております。

リユースについては、近年、所有者が、まだ使えるけど自分では使わない古着や不要になった家庭用品などを、インターネットを通じて、個人同士で売買する環境が整ってきていることなどが考えられます。経産省が公表している「電子商取引に関する市場調査」の報告書によりますと、ネットオークション及びフリーマーケットアプリの推定市場規模は、2017年に8,404億円であるとされ、2018年以降も、市場規模はさらに拡大するものということで予想されています。このような、ネットオークションやフリマアプリの普及の他、ごみ処理有料化の促進により、ごみの排出量は減少傾向にあるというように考えております。

二つ目の質問といたしまして、事業系ごみが横這いのお話がありました。

市町村の方で一般廃棄物の処理・指導を、事業系についても処理・指導をするような形にはなっているのですけれども、その辺については、なか

なか横ばいとの結果となっているということでございます。

続きまして、下水汚泥についてですけれども、汚泥のうち半分程度が下水汚泥だと、以前聞いたとのお話です。

量的な部分もあるかもしれませんが、下水処理工程等々において減量化するとの状況でございます。汚泥のうち下水汚泥がどの程度かというところについては、今、手持ちの資料がございません。

瀧部会長 よろしいでしょうか。

井上委員 はい。

瀧部会長 他にございませんか。

ふじしろ委員 説明どうもありがとうございます。三点ほど具体的に。

3 ページにあります一人当たりの家庭系ごみの排出量が、全国平均よりも千葉県が多いという。ずっと、同じようにパラレルに動いてはいるのですが、なにゆえ、一人当たりの家庭系ごみの排出量が千葉県は多いのかということがまず一点。

それと、一般廃棄物の再生利用率についてと、いうことで、5 ページに22.3%を30%にという時に、再生利用というとペットボトルやプラスチックは再生利用しているのですけれども、紙の部分がしていないのかな、どうなのかなと。

これを大胆に、再生利用率を上げていくにはどうしたら良いのか、具体的に何をしたらよいのかというところを、今までやってきたのですから、何かアイデアを持っているかと思うので、その点について御指摘いただきたい。

最後に、12 ページの不法投棄の残存量はどのくらいかということに対して、全国の4分の1は千葉県にあると、不法投棄銀座であるようなことを千葉県は言われているわけですが、残存しているものを掘り起こして撤去するのか、現状は葉っぱで覆われて外から見ても全然わからないが、具体的な施策として、これを撤去しようという計画を立てているのか、立てていないのかお教え願いたい。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 まず、3 ページについてなんですけれども、千葉県と全国を比較したデータということで、千葉県の方が一人一日あたりの家庭系ごみ排出量が多いというような結果なので、

その内訳として、どういうものが多くて、全国と比較して何が多いといった全国との比較はしておりません。

2番目の質問で、5ページの再生利用率の推移ということでございます。再生利用率22.3パーセント、紙などがなかなかリサイクルが進まないのではないかと、何をしたらよいのかとの御質問です。

これにつきましては、1ページにもありますように、一般廃棄物の排出量全体が減少するなか、再生利用率も減少するという傾向でございます。

一般廃棄物の再生利用率の話でございます。ごみの総排出量の減少に伴い、再生利用量も減少しており、資源化の余地が少なくなっていることが考えられます。

4ページの「再利用率の推移」を見ていただきたいのですが、こちらに関しまして棒グラフの内訳を見ますと、「集団回収量」は平成25年度辺りが14万1千トンでありましたが、平成29年度は9万6千トンと4万5千トンが減少しております。

「集団回収」は、町内自治会・子供会・PTAなど地域の団体が自主的に各家庭の協力を得て、古紙、布類、資源ごみを一定の日時と場所を決めて、資源回収業者に渡すというような活動でございます。

ある一部事務組合からは、近年の少子・高齢化によって地域自治会組織において子供会がなくなるなど、自治会の活動が減少していること、直接、民間回収にも流れていることから、再生利用率が上がらないのではないかとというような声が聞かれております。私の方からは以上でございます。

湯浅廃棄物指導課主幹 御質問のあった、不法投棄について御説明させていただきます。先ほど事務局から説明したとおり、平成29年度までで約800か所、約400万トンの産業廃棄物が未処理となっております。

こちらについて、撤去の計画等はあるのかとの御質問ですが、この400万トンをいつまでにどれだけ撤去するというような計画等はございません。

ただし、現在残存する不法投棄現場の中で、県民の生活環境への重大な影響が懸念される場所を選定いたしまして、定期的に水質、また可燃性ガス等の環境調査を実施しております。

調査の結果、住民の生活環境の保全上重大な支障が認められた場合は、措置命令や行政代執行により、支障の除去等を行うこととなります。以上です。

ふじしろ委員 最後について、言ってみれば、減少させる計画は無いけども、

その中でとんでもないものが出そうな所は、出て来たら代執行ということだが、毎年代執行を行っていて、その度にお金を出しているが、このような状態で本当に良いのか、どのような形で減少させるのか、埋めてしまうのか、どうするのか、一度考えてみていただきたいと思います。

それと先ほど2番目のところで再生利用率のことなのですが、集団的に集める量が減ったからとか、言ってみればごみの量が減った、分母が小さくなったから、いわゆるなかなか再生利用率が上がらないというのはちょっと理屈にはならないのかなと思うのですね。

私が言っているのは、今まで再生利用しようとしている対象を、例えば、焼却しているほとんどは紙なんですよね。この紙というのをどういうふうに家庭の中からも集めるループを作るのかとか、そういう課題を設定しよう、別にやれと言っているわけではないんです、何が問題で、どうすれば再生利用率が上がって行くのかなということ、ちゃんと計画を立てていただかないと、分母が小さくなったのであんまり伸びないんですよというのでは、これはちょっとあまりにもひどい答えかなと。まして集団的に集めるというのも、民間に流れていけば、民間に流れても再生利用すればそれで良いのですよね。別に公が取れなくたって良いわけですから。全体として、一般廃棄物として出てきている中に、これは使えますよね、とか再利用できますよねというか、ペットボトルやプラスチックはそうしてますよね、今。それと同じように、紙の部分ができるのかとか、生ごみの部分、ある地方自治体においては、それを飼料に転換するとかという、いろいろな形をやっているの、そういった全体の方向性というか、やるのは現場の市町村ですから、基礎自治体ですから、あんまり県がそういったある程度、方向性のいろいろな選択肢を、もし提示できないとするならば、こういう計画を作る意味がなくなってしまう、基礎自治体がやればよいだけの話になるわけで、時間を作って、わざわざこういう議論をする必要がないわけで。それは千葉県全体の問題として、やはり方向性を出していただきたいなと申し上げます。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 御意見ありがとうございます。今年度、一般廃棄物の減量化・再資源化検討事業というものを実施しております。この中でごみ質の調査を、湿ベースで、乾ベースではなく、実際に搬入される湿ベースで、ごみの組成調査を把握しているのは、大規模の市に限られているというような状況でございます。

まず、各自治体において、湿ベースの、自分のところのごみですね、ごみの中に、どういうものが含まれているのか、今、先生がおっしゃいまし

た紙とか、紙の量がどのくらいあるとか、プラスチックの量がどのくらいあるとか、そういうところを湿ベースでしっかり把握しないと、その次のリサイクルに回せないのかなと、というふうに思っております。ごみに含まれている紙類とかプラスチック類などの資源ごみの余地を把握したうえで、再資源化に向けた施策の検討、そういうものを促してまいりたいというふうに思います。

瀧部会長 ありがとうございます。この点の認識を深める意味で、排出事業に近いところになるのでしょうか、河井委員から、リサイクルとか製品を作るにあたっての廃棄物をどうするかという話、それからそれをうけて最終処分をするという意味合いを含めてリサイクルをどうしているのか、現状を一言でよろしいですから、杉田委員からお話しいただきたいと思います。まず河井委員から。どのように心がけているのか、ですね。

河井委員 製造業で排出されている廃棄物等につきましてのリサイクルですけれども、スラグ系でありますと、道路の地盤材とか、セメントの原料等への再利用ということで、そこは一般的な品質に影響のないような範囲でリサイクルを行うということで、リサイクル率100%を目標に、いろいろと品質も含めたところで取り組みを行っております。それについては、事業についてあまり課題が無いというか、一番、定常的なところでやっているというふうに認識しております。

瀧部会長 今までとだいぶ変わって来ているのですか、そういうところは。

河井委員 もともと排出される量そのものを、まず削減するという方向を、まず志向しておりますので、そういった意味では、そこについての取り組みも重ねて行っております。さらに、リサイクルをするのも当然のことながら継続して行っているということで、それは確実に行って、計画を作ったうえで、実行してきているというところでもあります。

瀧部会長 排出量としてはできるだけ、極力、少なくするように心がけていると。

河井委員 はい。そうです。

瀧部会長 では、杉田委員。そういう、排出者が心がけていることを含めて、

受けて、実際の最終処分だとか、そのあたりをどういうふうにされているかを。

杉田委員 どうもありがとうございます。ちょっと前後してしまいますが、先ほど再生利用率の話が出ましたので、私どもも、これは非常に大切なことと見ておりまして、現状を見ていただければわかるように、一般廃棄物の場合は目標値が30%以上という形で、産業廃棄物の場合は61%以上を目標値ということです。現状からも分かるように、一般廃棄物・産業廃棄物では再生利用率の目標値が結構離れてしまっていると思います。一つの要因としては、市町村の場合、単純焼却が多かったことが挙げられると思います。現状は、まだ、単純焼却という形が多いものですから、再生利用率を上げさせるには、単純焼却を考え直さないと、率が上がって来ないのではないかなと思います。

民間の場合は、今まではいろいろと、リサイクル法が変わって来ておりましたので、そのリサイクル法に合わせて業の許可だとか、そういう施設を作っただけでいきながら、再生利用率を上げようとして来てたのですけれども。

ただ、今は、現状がリサイクル製品を使っただけの方が確固としていないので、その意味で、リサイクルループを作っただけでいかないと、ただリサイクル製品を作っても、使っただけの人が増えてこない、事業が回らなくなってしまうと思います。

今、中国の話も出ました。私たちの業界は、やはり中国にプラスチックが行っていたが、どのようになっていくのかなというのが、今年、来年、一番危惧して見ているところです。その中国プラスチックがもし増えた場合、この率が全然、変わって来ってしまうと思います。その辺も、早く読んで行かないといけないのかなと感じるところです。

逆に、県、また官学民で考えていただかないと、処理業者は新しい設備なども考えにくくなって来ってしまうと思いますので、この辺は真剣に考えていく必要があるのではないかなと思います。

私ども業界も、排出事業者とも話し合いをしながら、これから建て替えるにあたって、どういうリサイクル施設が必要なのか、考えて行きたいと思っています。また、今、食品リサイクル法の基本方針も直そうとしておりますので、食品リサイクル法の基本方針の改正に併せて、市町村にお願いをしながら、リサイクルループをどのように併せていくのか、というのが大切です。そういう意味では、できるだけ数値は、丁寧に押さえていただきたいと思います。

どのような設備が足りないのか、どのような意向で行ったらよいのか、

設備を作ってもリサイクル製品を本当に使っていただける人がいないと、私たちはそれが一番心配です。これはやはり行政の中でまず数値をしっかり把握し、一緒に考えていただかないと進まないところかなと感じております。

私からは以上です。

瀧部会長 ありがとうございます。今、貴重な御意見をいただきました。より一層、きめ細やかな統計データの作成といたしますか、あるいは公開といったらよろしいでしょうか、そういうふうなことに心がけていただきたいと思います。それを元にして、事業者が動く、また県が指導していく、こういうことになろうかと思っておりますので、是非ともそのあたりをよろしくお願いしたいと思っております。

今までない数値だから、項目だから行わないということではなくて、今後のことを考えると、新しいこういう指標が必要だろうということも含めて、御検討いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

他に何かございますか。

香村委員 御説明ありがとうございました。私もやはり、委員の皆様方と同じように、この表を見て、再生利用率が伸びないところに注目しております。この表自体は、県のいわゆる廃棄物の一般的な状況を、現状を表していると考えてよいならば、先ほど御説明のあった、資源化の余地が少なくなっているというのは、ある程度、廃棄物を考える上では、良い方向に向かっている。良い方向に向かっていると考えるのであれば、もっと排出量が減っても良いのではないかと。ですから、その理由が、再生利用率が増えない理由というところを、もう少しわかるようにお話をしたいということと、この再生利用率の最終的には計算方法。どういう計算をしているのかという話になります。そのところをはっきりとしないと、この表を一般的に公表していけば、これだけを見れば、いろいろな考え方が出てきてしまう、と思っております。ですから、この点については、いわゆる再生利用率が伸びない理由というのを、県の方できちんと示していただきたい。

もう一つは、不法投棄の状況ですけれども、平成29年度は平成28年度に比べれば極端に減っている。これは、量的なものは減っているが、質的なもの、環境への危険度というのはどうなのか、その観点が必要なのではないかと思っております。

量だけで見せられると、減っているから良いではないかとなるが、質的

に、例えば硫酸ピッチ等が増えていますよとなっていたら、減っていたとしてもやはり不法投棄は非常に問題になっているのだ、という話になってきます。ですから、そういう観点からの御説明もお願いしたいと思います。以上です。

瀧部会長 ありがとうございます。事務局から何かございませんか。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 今、香村先生の方から、再生利用率が伸びない理由を示していただきたいとお話がありました。再生利用率が伸びないのはなぜか、ということなのですけれども、ひとつは先ほどお話ししました、集団回収がなかなか伸びない中、例えば、新聞紙などは新聞の販売店と民間業者が提携して、直接回収に回っているとか、民間の方に流れているからではないかというふうに思っております。

また、近年、スーパーマーケットの店頭では、資源ごみ回収用のリサイクルステーションを設置して、積極的に資源ごみ回収に関与するような店舗が、増えているように見受けられます。このような、店頭回収による資源回収の方に、流れているというふうに推測されます。以上でございます。

瀧部会長 ありがとうございます。推測をできるだけ、データと、数字として表現できるように御協力いただきたいと思えます。

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 やはり我々の調査は、市町村を対象に調査しております。また、民間ですと、調査というのが難しい部分があることは事実でございます。

瀧部会長 努力は充分理解しますけれども、その先を進めるためには、やはり、そのあたりが必要ですので、是非とも、もう少し御努力いただきたいなという風に思います。

あまり時間もありませんので、もし委員の方からここぞということが無ければ、次に進めたいと思えますが、よろしいでしょうか。

ではこのあたりで、一つ目の報告については、了解いただきたいと思えます。だいぶ、重い宿題を出させていただきました。是非とも、事務局に、よろしく願いいたします。

では次ですが、二つ目の事項として「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」。これについて説明をよろしく願います。

篠塚廃棄物指導課副課長 廃棄物指導課の篠塚と申します、どうぞよろしく
お願いいたします。

私の方からは、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」につ
いて説明いたします。

お手元に3種類の資料を用意させていただきました。資料2-1から
2-3となっております。

この条例につきましては昨年10月19日に、規則については先月
15日に公布され、来月1日から施行される運びとなっております。

昨年2月の部会においても、条例骨子の素案について説明させていた
だいておりまして、先ほどの対策監からの挨拶とも重複する部分もある
かとは思いますが、まず、再生土について簡単に説明させていただきます。

お手元の資料2-3の写真の資料を御覧ください。

上段左側が、再生土の原料となる処理前の建設汚泥です。これを脱水等
の処理を施しまして、右側の再生土となります。

主な利用事例としましては、下段にあります。太陽光パネルの設置や
資材置き場等があります。

再生土は、建設汚泥等の産業廃棄物を中間処理して、建設資材として製
品化したもので、適正に利用する限り安全性等に問題のないものですが、
中には、急勾配の埋め立てによる盛土の崩落や、埋め立て区域から流出し
たアルカリや塩化物を含む水によって周辺農作物等への悪影響を及ぼす
等の事例がありました。

そこで、県では平成28年9月から指導指針により対応してきました
が、行政指導には限界があるということもありまして、より実効性の高い
規制を行うため、条例を制定したものです。

資料2-1の構造図を御覧ください。こちらに、条例と規則の構造の主
なものを掲載しております。

まず、手続きに関して御説明申し上げます。真ん中の四角に埋め立て面
積500㎡以上と書いてありますが、これを特定埋め立て等として、事前
の届出を義務付けました。右の矢印にある、第5条に規定しております。

届出には、施工計画書や再生土の性状を証する書面等、この再生土の埋
め立てが適正であることを確認するための書類の添付を求めており、管
理台帳も作成させます。

そして、事業の透明性を確保するために、埋め立て期間中はこれらの書
面を近隣住民等への縦覧に供すること、また、埋め立て区域の見やすい場
所に標識を掲示すること等を義務付けております。

次の実際の施工に関してですが、再生土の崩落等の防止措置、こちらは第3条に、法面の勾配を安全なものにすることや、必要に応じて滑り止めの為の杭打ちなどを行うこと、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水口を設置すること等を規定しております。

また、環境影響への防止措置、第4条ですが、こちらは埋め立て規模の面積にかかわらず、再生土に含まれる水素イオンや塩化物イオンが周辺の植生に影響をしない再生土を使用すること、そうでない再生土を使用する場合には、埋め立て区域外にそれらを流出させない措置、法面等を遮水シート等で被ったりすること等を義務付けております。

そして、これらが適正に行われていることを確認するために、3か月ごとに施工状況や水質検査結果の報告を提出させることとしております。

条例の実効性の確保につきましては、知事は再生土の埋め立てに関し必要な報告を求めることや、立入検査を行うことができるとした上で、特定埋め立てが構造基準に違反したときや、災害の発生を防止するために緊急の必要があると認められる時などには、措置命令を発することができるとしています。

そして、措置命令違反や無届、虚偽の報告や立入検査の忌避等については、最高で1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金を科すこととしました。

なお、市町村との関係につきましては、市町村が地域の実情に応じて独自に施策を講じようとする場合には、その申し出を受け県条例の適用を除外することとしております。

県といたしましては、この条例を厳格に適用するほか、関係法令を所管する部局や市町村と密に情報共有しながら、再生土の埋め立て行為の適正化を図って参りたいと考えております。以上で説明を終わります。

瀧部会長 何かありませんか。

香村委員 説明有難うございました。この再生土に関しては、溶出試験等を埋め立て前には行わないということですか。

篠塚廃棄物指導課副課長 埋め立て前については、届出の中に計量証明を付けさせることを考えておまして、届出の中で安全性についてまず確認をすることになっています。

ふじしろ委員 議会で議論した内容をここで言うのも何なので、その他のこ

とについて。

再生土で埋め立てたものが崩落したといった、心配していた事故が多々起こっているわけですが、そういった現状について説明いただければ助かります。

篠塚廃棄物指導課副課長 委員御指摘の件は市原の大桶のことと存じますが、市原の大桶で崩落事故が11月に起きています。

林地開発を伴うものでしたので、農林部局の方で林地開発の許可を出した事案でございました。

現在、農林部局の方で原因の究明等を行っておりますが、その中で出てきたものというのが、計画どおりに施工を行わなかった、調節池等をきちんと設置していなかったといったことによる、施工不良によるものだという風に聞いております。

崩落が起きたことによって、市原の市道のうぐいすラインが崩落し、その土はどかしたのですが、まだ安全な状況になっておりませんので、市道の通行止めは続いている状況でございます。

再生土を所管する部局としましては、事故後ほぼ毎日、現地の状況の点検をしまして、現地では是正を行っている事業者とも話をしながら、安全を確認しているところでございます。

市道を管理する市原市とも情報を共有しながら、この先についても進めていきたいと考えております。

また、この崩落を受けまして、再生土の埋め立て中の現場、埋め立てが終わったと思われる現場について、緊急の点検を行いまして、その中で、ひび割れがあったり、近くに湧水があったりするようなどころにつきましては、是正をするように指導を行っているところでございます。

ふじしろ委員 どうもありがとうございます。今の市原の事案が、今回作った条例で届出という形で、諸々届け出るわけですが、こういう風にすれば基本的にこの部分はちゃんとチェックできますと判断できますか。あのような事態は起きないということですか。

篠塚廃棄物指導課副課長 起きないようにしたいと考え、事前に届出を受け、届出の計画が適正なものであるか見ていきたいと考えております。

杉田委員 説明ありがとうございます。前にもお話しさせてもらったかもしれませんが、県民の方は、再生土という言葉だけでは非常に誤解を招くこと

があるので、もう少し分かりやすい形で、産業廃棄物や再生土や汚染土や汚泥の定義を分かるような形にさせていただかないと、ごちゃごちゃになって、みんな勘違いされて、私たちの業界にも電話がかかってきた際に、何が言いたいのか分からないことがあります。その辺りが大変簡単なようで非常に難しいと思います。注意喚起でなく、もう少し県民に分かりやすく、言葉の定義の説明文を別に作っていただくと、私たちも助かりますので、ぜひそのように御検討願えればと思います。

篠塚廃棄物指導課副課長 はい。

井上委員 関連して、市民目線の質問で申し訳ないが、例えば放射能汚染されたものがここに入ってきたりしないのか。他にも水銀やアスベスト等の有害物質が混ざらないのか、それとも別建てで何かあるのか。それが私には分かりませんでした。

篠塚廃棄物指導課副課長 条例で定義している再生土に関しては、主に建設汚泥となっており、それを脱水や固化していった上で、資材に変えていくものです。その中で再生土として実際に埋め立てに使われるものというのは、廃棄物を卒業したものになりますので、そこに有害物質が含まれることはなく、この条例を適用する再生土の埋め立てというのに関して、使われる再生土については、有害物質はないということになっています。

そのほかの廃棄物については、廃棄物処理法を適用してまいります。

瀧部会長 渡邊委員から、何か市民目線ではありませんか。

渡邊委員 私の周りのほとんどが農業をしています。そこで、田んぼを許可を得ないで埋め立てをする人も実際に出てきています。

その際に、町の行政から色々と指導が行っているらしいのだけれども、無視してそのままの状態になっているところもあります。ですので、行政の指導だけではどうなのかという気もしているのですが、皆さん結構高齢化しており、農業を放置し、草だらけになり、いつの間にかそこを埋め立てしているという感じのところも見受けられます。

ですので、そういった指導も、町の方に県からきつく指導していただけたらという、一町民の考えですが、そういったこともできたらお願いしたい。

篠塚廃棄物指導課副課長 埋め立てしたものが何かというのがありますが、不適正な埋め立てに関しましては、市町村とも情報共有をしながら、適正化に向けて進めて参りたいと考えております。

香村委員 やはり再生土を使った場合、水汚染がどうしても懸念されます。試料の真ん中の囲みの中で、水素イオン濃度と塩化物イオン濃度を測る、そして pH を小さくするための設備を設けること、塩化物イオン濃度を除去する設備を設けることとしていますが、どのような方法で行うのか、その設備自体のある程度のイメージがあるのかどうか。

もう一つは、これらはある程度、こういった資材置き場等で必須のものと考えているのか。この2点について教えてください。

篠塚廃棄物指導課副課長 具体的な設備のイメージということですが、水素イオン濃度であれば、例えば遮水シートを被せて外に流れないようにする。こちらで想定しているのは、地下水ではなく、再生土に触れた水が外に流れ出すことによって植生に影響を与えたという事例がありましたので、そちらのほうを想定しています。

塩化物イオンについては、除去する場合は脱塩装置があるようですが、実際にはとても大掛かりなものになるようで、こちらとしては基本的には、pH にしても塩化物にしても、基準値以内のものが使われることがほとんどだと考えております。

それから、pH の方は覆土という対応があります。

瀧部会長 先ほどの御説明では、建設時に発生する土であるとのことですが、そういうことであれば、建設関係のところで使われたらどうなのだろうか。

建設以外のところにもって来なければならない理由、当事者以外のところがあまり好まないという、そこにどのような原因があるのか、その辺りを明確にしておいていただきたい。

それに対応した、条例・規則になっているのかどうか、その辺りを簡単に御説明願いたい。

篠塚廃棄物指導課副課長 建設以外のところに持っていくということについては、廃棄物のリサイクルということから、県土の方でも利用を進めるということにはなっていますが、実際は残土の方が使われる場面が経済

性の面からも多く、再生土というもののリサイクル利用は進んでいない状況があります。

その中で、太陽光や資材置き場というところに持ってくるというのがあると聞いております。

再生土の条例を規定したことについては、リサイクルを推進していくということもありますが、先ほど少しお話しましたが、急勾配に積んで崩落を起こしたり、あるいはこれに含まれる塩化物が周辺の稲枯れを起こしてしまったり、ということがありましたので、規制をするということに主眼を置いていますので、建設の方で使うための条例の作りにはなっていないということはあるかと思えます。

瀧部会長 水掛け論のような話になろうかと思うが、建設のために出てきたものを、建設以外のところにしわ寄せさせているというように、直感的には感じます。

それで、はたして本当に良いのかどうか。これは建設の問題ではないかという気がします。ですので、その辺りをしっかりとやってもらいたいというのが、こちらの環境部としての立場ではないかと思えます。

どちらかというところ、ここでやる再生土は公共事業以外の一般市民や民間企業が出す土の再生土に対して対策を取っていくようなことだと思えます。

これまでの、ここでいうリサイクル部会、環境部というものが対象としているものと少し外れるような気がしますけれども、その辺りはどうなっているのでしょうか。

篠塚廃棄物指導課副課長 関係部局とも、いただいた御意見を情報共有して、建設の方とも話していきたいと考えています。

瀧部会長 自分たちで解決できないことを、そのまま周りに押し付けるようなやり方というのは、あまり適切ではないのではないかという気がします。一つ御検討いただきたいと思えます。

杉田委員 一つ確認ですけれども、再生土は燃えがら、汚泥等と書かれています。先ほど廃棄物を卒業させるという説明がありました。私たちの方では、廃棄物を卒業させるというと、県ではこの卒業という判断をどこで判断して取り扱って行こうと思っているのか、また、終了の届出が出てからその後どうするのか。産業廃棄物最終処分場では廃止までの期間は色々あ

りますが、その辺りをどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。

篠塚廃棄物指導課副課長 再生土について、まず、建設汚泥などの産業廃棄物を中間処理したものになりますので、再生土として出てきた段階では、例えば有害物質を含んでいれば、産業廃棄物を卒業していることにはなりませんので、それは埋め立てに使える再生土にはならないです。きちんと計量証明等を取った結果、有害物質が含まれていないとなれば、それは産業廃棄物を卒業したのだと、有用な資材だと認められるようになった場合に、産業廃棄物を卒業したという見方をすることになろうと思っています。

終了にあたっては、現地確認の上で検査を行いますので、適正に終了したことを確認したことをもって、終わらせる。県のほうでもきちんと現地確認をしていきます。

杉田委員 終了届出を出して、県が確認をしたらそこで終わりということでしょうか。

篠塚廃棄物指導課副課長 そうですね。そういうことになります。

杉田委員 卒業に関しては、無償でも OK と考えているのか、それとも有償で売らなければならないと考えているのでしょうか。

篠塚廃棄物指導課副課長 有害物質が含まれないというのは当然のことですが、そこに有償性があるかどうか、経済性のあるルートがあるのかもあるので、総合的に判断したうえで、廃棄物を卒業したかどうかは考えていきます。

杉田委員 有償でなくとも、卒業できる可能性はあるのか。

岩崎課長 基本的にはそういうことは無いです。それを認めた場合、持て余した再生土を捨てているということになるので、それは廃棄物となります。いったん卒業したかに見えても実は卒業は出来ません。この条例では、そういうものをあぶりだしたいという思惑もあります。

杉田委員 私も、全国の最終処分場分科会で活動しているところですが、その中で出てくるのが、問題が生じた際に、最終処分場に戻ってきて困ってし

もう事例がいくつか出てきています。私どもとしても心配していたところなので、またいろいろと協議させていただければと思っています。

瀧部会長 資料2-1で、規則で定める措置の中で、表土を30センチ以上覆うこととあるが、最終処分場の場合には表土は30センチではなく、もう少し厚かったのではなかったでしょうか。

杉田委員 中間覆土が50センチで、最終覆土が1m以上です。

瀧部会長 ですので、その辺りも含めて、最終処分場と同じような扱い方にしておいた方がよろしいのではないのでしょうか。30センチでは、ちょっとした木を植えると、根がその下に入ってきますので、そういったことを含めて規則が横並びになるようにしておいていただきたいと思います。

篠塚廃棄物指導課副課長 御指摘の、覆土30センチのところですけども、最終処分場とは基準は違っていると思いますが、国交省にあります汚泥の処理後物のマニュアルというのがありまして、そちらの方の基準を採用させていただいたということになっています。

瀧部会長 それを採用しないといけないというのは、何かあるのでしょうか。

篠塚廃棄物指導課副課長 それにつきましては、内容を検討していく中でそこに着地したということですので、そういった御意見もいただきながら進めてきたところです。

瀧部会長 より県民が安心できるような条例にしていいただきたいということ、いろんなケースによって条例がまちまちになるということは扱いにくいことになりますので、できるだけすっきりした形にしていいただきたいということ、このように思いますので、御検討をよろしく願いいたします。

他に何かございますでしょうか。なければ、この案件についてはこれで閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

では、その他に入りますが、事務局からその他をいただいて、それから各委員のその他をとるかたちでよろしいでしょうか。では、事務局からその他をよろしく願いします。

5 その他

阿由葉循環型社会推進課主幹兼室長 先に送付しました開催通知につきましては、報告事項に「千葉県リサイクル製品認定制度について」を加えておりましたが、現在、検討中のため、制度が定まりましたら、あらためて御報告させていただきます。

瀧部会長 何か御意見等はございますか。

井上委員 時間がないので、是非検討していただきたい希望を提案させていただきたい。事前に2点ほど質問をしたところ、植田班長から丁寧に回答していただいております。

ひとつは、一宮のI O Cの取組ですね。それはホームページとか拝見してだいぶ分かってきた。もし時間があれば、一宮がI O Cと連携してやっている取組があるんですが、渡邊さんに、そのお話しをしていただければと思います。

それからもう1点は、県のいろんな海ごみに関する取組、海洋プラスチックに対する取組をお聞きした。ざっくり言って、目標年度と目標数量を入れて欲しい。意外とされているんですよ。ここの6ページ、7ページあたりにたくさん載っているが。

実際には私もレジ袋削減委員というのを以前やっていたが、紛糾というかまとまらなかった。今、レジ袋を有料化しても問題ないだろうし、環境省もそういった方向でどんどん動いているので、その辺も含めて数量と達成年度を。なぜこれを言うかということ、海ごみに関しては、環境省はかなり本気でして、プラスチック・スマートキャンペーンを実施していて、東京都、神奈川県と大阪府、大阪市大手は入っているんですね。そこには、ちゃんと2020年度までにいくぐらい削減しますよとか、プラスチック製品は使用禁止にしますよと明記している。それが達成できるかわからないが。4月には環境省から、素案も出てくると思うんですが。それと同時に、15日に終了したが、アフリカのナイロビで国連の総会があって、提案が出てくるといったように、プラスチックに関しては、待たなしの状況が来ているのに、私たちの千葉県はどうされているのかなど。プランすらも出てこないなど。是非、環境研究センターという立派なところがあるので、プロジェクトチーム立ち上げるなり、環境省のキャンペーンに参加するのもよし。ずっと考えていたんですが、千葉県独自のものを。先週、

バイオマスのセミナーもあったんですね。千葉県は森林が多いので、それを使ったらどうなのかな。実際にチップ化して、木製のストローを使っているところもあります。生分解のプラスチックは、おそらく失敗します。塩水につかると生分解できなくなります。そういうことで、恐らく研究は頓挫するだろうと思うんですが。せっかくある資源と森林の整備の目的を兼ね合わせて、是非検討してもらえないかなと思います。

シアトルは20年かかって、ストローを廃止した。2050年には、研究データだが、魚の数よりもプラスチックが多くなるとしているんです。そのくらい危ない問題なんです。東京湾の貝やイワシにプラスチックが入っている。それがフィードバックされているので、ますます増えていくわけですから。まだわからない状態だが、そのわからない状態を含めて、県という組織は指導的立場にあるので、その辺は早くチームを立ち上げて動いて欲しい。

前回も話したが、観光を売り物にしているわけだが、問題になるのは、市民が使っているプランターなり、プラスチック類の庭とかに置いてあるやつなんです。それが劣化して下水道を通過して川に流れ、海に流れていくんです。使っているものは、ほとんどがリサイクルされている国なので。問題はポイ捨ての包装紙であるとかそういうものなんです。これは、県としては、対象外、規制外ということかもしれないが、市民向けとかの対策をされているので、是非NPOを使うなり、市民団体を使うなり、業界を使うなりして、是非広めていただきたいと思います。あれをシャットアウトしないと駄目なんです。それはストローと一緒になんです。ストローは意識付けになるんです。日本ではポイ捨てはしませんが、海外では平気でそういうことをする。そういうことも含めて、是非、県民を巻き込んで、トップランナーになって欲しいなと思います。せっかく周りが河川とか海とかある県なので、その辺をやって然りだと思います。

ふじしろ委員 今の話と関連して、海洋プラスチック、マイクロプラスチック問題というのは、前回も話に出たが、国際的にも問題だし、日本の環境省も動き始めているというのに、三面を海に囲まれている千葉県の中で、漂着するものだけを考えるというのはいかがか。海洋プラスチック、マイクロプラスチックの問題は、それぞれ基礎自治体が啓発の段階だがやっていることはあるんですね。

スクラブという洗顔料の中に入っているものが、洗面台から海洋に流れていく。それだけじゃなくて、例えば、ウミガメが卵を産む場所がなくなってしまう。そういうものが明らかになっていて、千葉県の海岸はどうな

んだらうかと、海岸には来ていないけど、千葉県からはどの位出ているのかと。平成31年度の取組予定の中にまったく、海洋プラスチックの問題が入っていない。世界的に問題になっているのに、一言も入っていないというのは、一体全体、31年度以降どうするのかと思う。ここに書くときにまだ分からなかったからというのであれば、それでも良い。31年度途中からでもいいですから、是非海洋マイクロプラスチックごみについて、千葉県が日本の先頭に立つくらいの、まず方向性を出して、そのために具体的にこれをやっつけていこうよ、基礎自治体の皆さん、協力してくださいといったものを是非出して欲しいんです。先程の報告で、31年度の取組予定を見たら、どこにも書かれていない。これもちょっと大きな問題かなと思いますのでよろしくお願いします。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課です。御意見ありがとうございます。委員の御意見を踏まえまして、国等の動きを見ながら、県として対策を検討していきたいと考えています。ふじしろ委員からは、資料1-2で取組が全くないという御指摘でしたが、確かに海洋プラスチックという表現ではないが、40ページにも海岸漂着物の発生抑制ということで取組を書いています。具体的には、まずうちの方でできることとして、発生抑制のところがメインだと考えています。

ふじしろ委員 だから、これはずっと、去年もおととしもその前からやっていることなんですよ。その延長上で、こういうことやってますと言っている。皆さんがやっていないとは言っていないんですよ。やっているけれども、待ってたら、2050年に魚よりもプラスチックが増えちゃうということで、世界中が問題にし始めて、日本の環境省も問題にし始めているのに、国の動向を注視するのが大好きな千葉県ですから、せめてその先を行って文字位入れないと。海洋プラについては関心がないんで、今までの延長上で事業をやっていますよということになっちゃうんで、是非どこかにその言葉を入れて、海洋プラスチックの視点が入っているという風にしていただきたいんです。

平川循環型社会推進課副課長 検討させていただきます。

井上委員 渡邊委員にお聞きしたいと思います。IOCと町長がやりあって、直接一宮の方に要請が来たらしいですけど、IOCの話はご存じないですか。ビーチクリーンという運動で、これから多分始まると思うんですけど

ど、広報にも載っていたと思いますが。

渡邊委員 今のところ、聞いていません。

瀧部会長 I O Cの話、一宮の活動については、また次回、機会がありましたらお話しいただきたいと思います。

それでは以上で、本日の議事を終了します。御協力ありがとうございました。司会進行を事務局にお返しします。

6 閉会

司会 貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を終了いたします。